

つなタグ契約約款

2024年6月28日版

株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

(約款の適用)

第1条 つなタグ契約約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社つなぐネットワークコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)が提供する本サービスの利用および加入契約について適用されるものとします。

2 本サービスに関し、本約款に定める内容と当社が別途定める個別規定の内容が異なる場合は、当該個別規定の内容が適用されるものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、当社所定の方法にて通知または公表することにより、本約款の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、変更後の規約が適用されるものとします。

(定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本サービス	当社が対象物件において提供する全戸一括型インターネット接続サービスの利用において、加入契約の対象となる専有部分、賃貸住戸部分その他特定の共用部分にて別紙に定める通信環境を提供するサービス
2 対象機器	本サービスにおいて当社が提供する当社保有の電気通信設備
3 接続端末	本サービスを利用するうえで、契約者または利用者が対象機器と接続を行う通信機器、通信設備等
4 対象物件	全戸一括型インターネット接続サービスの提供を受けている建物のうち当社指定の集合住宅その他の施設
5 全戸一括型インターネット接続サービス	当社が集合住宅その他の施設において一棟全戸を対象として一括して電気通信役務の提供に係る契約を締結し、契約者が提供を受けることができるインターネット接続サービスであり、以下のものを指す。 (ア) UCOM光レジデンス(当社が提供するマンション全戸一括型インターネット接続サービス) (イ) 当社が指定する協定事業者が提供するインターネット接続サービス
6 全戸一括契約	全戸一括型インターネット接続サービスの提供に要する契約
7 加入契約	本サービスの提供に関して当社と締結する契約
8 契約者	当社と加入契約を締結している者
9 利用者	本サービスを利用して、接続端末に接続する者その他本サービスを利用する者または利用することが出来る者(個人、法人を問わない)
10 情報管理責任者	契約者が予め指定する、本サービスの利用、接続端末について、管理、監督を行なう責任者
11 VLAN ID	各利用者にネットワーク制御のために割り振っている番号
12 ネットワークユニット	本サービスのネットワーク構築単位
13 設定情報等	契約者が本サービスの提供を受けるにあたり提出する対象機器に関連する設定情報、仕様、要望等
14 仕様書等	設定情報等に基づき、当社の判断において定める本サービス、対象機器に係る数量、仕様、設定内容、料金等の情報または当該情報を含む媒体
15 個別規定	本サービスの利用に関して、当社が別途定める規定
16 個人情報	個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別につけられた番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によって当該個人を容易に識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含まず。)

(本サービスの内容)

第4条 本サービスの内容は、別記に規定する通りとします。

2 本サービスは、インターネット接続サービスと共に提供され、対象物件の全ての専有部分、賃貸住戸部分および加入契約にて特定する共用部分へ提供されます。

3 本サービスにおいて用いる対象機器、ネットワークユニット数その他の仕様は、本約款に定めるほか加入契約に定めるとおりとします。

4 全戸一括契約と加入契約の定めが矛盾が生じる場合、本サービスの範囲においては加入契約の定めが優先して適用されます。

(加入契約の締結)

第5条 当社は、対象物件ごとに1つの加入契約を締結します。なお、加入契約は、契約書、申込書、電磁的記録その他当社の指定する方法により締結されます。

2 本サービスは、加入契約の対象となる集合住宅に、当社指定の全戸一括型インターネット接続サービスが提供されることを前提として、提供しません。

3 加入契約の契約者名義は、全戸一括契約の契約名義と同一としていただきます。

4 加入契約の契約者は、マンションの所有者、管理組合その他これらの者に代わり本約款に同意する権利を有する者と締結するものとし、加入契約は、本サービスの個々の利用者と締結するものではありません。

5 対象物件の構造、仕様上または専有部、共用部の利用状況等により、加入契約の締結、変更をお断りする場合があります。

6 本サービスを利用して利用者が医療行為を行う場合その他医療系機器との接続を行う目的で加入契約の締結を行う場合、その他当社が本サービスの仕様上、利用に適さないと判断する場合には、当社は当該加入契約の締結につき、お断りいたします。

(契約期間)

第6条 本サービスの提供開始日は、加入契約に定めるものとします。

2 加入契約の契約期間の終期は、全戸一括契約の契約期間の終期と同一の日付とし、全戸一括契約の契約期間が更新された場合は、同様に

更新されます。

(契約上の地位の承継)

第7条 全戸一括契約の契約者の地位が第三者に承継された場合、加入契約の契約者の地位も同時に当該第三者に承継されるものとします。

(加入契約の解除)

第8条 加入契約は、その対象となる対象物件の全戸一括契約の解除、終了と同時に終了します。

- 2 契約者は、加入契約を解除しようとする場合、その対象となる対象物件の全戸一括契約を解除する必要があります。
- 3 当社は、加入契約、本約款の定めにより契約者、利用者が違反し、相当の期間を以て、契約者に催告したにもかかわらず、是正されない場合、契約者への通知をもって加入契約を解除し、これによりその対象となる対象物件の全戸一括契約を解除、終了させることができます。
- 4 本サービスを終了する場合、対象機器の撤去に関して料金規定に定める通り、契約者は撤去費用をお支払いいただけます。なお、対象機器の撤去においては、当該機器設置個所における原状回復工事は、当社は負担せず行いません。
- 5 利用者からの申告による契約内容、対象機器の仕様、台数の変更および加入契約の解除はできません。必ず契約者、情報管理責任者からの申告による受付となります。
- 6 契約期間内に加入契約が解除、終了となる場合、契約期間の残余期間に契約期間の残余期間に対応する基本利用料に相当する額を違約金として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。ただし、契約期間満了日から3ヶ月以内に加入契約を解除する場合に限り、本項に定める違約金は発生しないものとします。
- 7 本サービスの提供が開始される前に加入契約が、解除、終了された場合、着手した工事、作業の部分その他当社が要した費用について、その費用相当額(消費税相当額を加算した額とします。)を負担していただく場合があります。

(設定作業)

第9条 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、当社指定の方法により設定情報等を当社に対して提出するものとします。

- 2 前項に基づき提出を受けた設定情報等に基づき、当社は、当社の定める方法により、仕様書等を作成し、契約者に対して通知するものとします。
- 3 当社は、当社の定める方法により、仕様書等について契約者からの同意を取得し、本サービスの提供に係る手続き、作業等を実施するものとします。
- 4 当社は、前項に定める手続き、作業完了後、当社の定める方法により、対象機器等の本サービスの仕様につき、仕様書等の定めに基づいて準拠しているか検査を行うものとします。なお、当社において必要と判断した場合、当該検査に契約者、情報管理責任者、利用者の立会いを要請する場合があります。
- 5 本条の定めは、対象機器の設定情報等を変更する場合に準用します。

(変更)

第10条 当社は、前条第4項に定める検査完了後6ヶ月以内に、対象機器の設定、仕様等が仕様書等の定めに基づいて準拠していないことが判明した場合のみ、当社の負担に基づき、仕様書等の定めに基づいて準拠するよう当社の判断により必要となる作業、措置を講じるものとします。

- 2 前項の定めに基づき該当しない場合その他前条第3項に基づき同意を得た後、または作業等に当社が着手した後で、当社の責めに帰さない事由により、設定情報等、仕様書等の変更が必要な事態が生じた場合、契約者は、情報管理責任者をして、別記の定めに従い、変更作業を当社に依頼するものとします。なお、当該変更作業に要する費用は、全て契約者の負担とします。
- 3 前項に基づき変更により、本サービスの初期費用、基本利用料その他料金に変更が生じた場合、これらは全て契約者にて負担いただきます。なお、当該料金の詳細については、契約者へ通知することとします。

(保守の実施)

第11条 本サービスにおいては、別記に定めるとおり、本サービスの責任範囲において保守を実施します。

- 2 本サービスに係る保守の要請、問い合わせ等は、契約者または情報管理責任者からの要請、問い合わせに限定させていただきます。各利用者からの要請、問い合わせ等はお受けできません。なお、契約者または情報管理責任者からの要請、問い合わせに際しては、当社より発行する加入契約に定める「お問い合わせ番号」を提示いただく必要があります。
- 3 情報管理責任者に変更が生じる場合、契約者は当社に対して変更後の情報管理責任者の情報について通知していただきます。
- 4 第1項に定める保守の実施には、情報管理責任者のほか、対象物件の建物管理を行う事業者、保守対象となる対象機器に係る利用者の連絡先等頂く必要があります。また、保守実施に伴い保守対象設備までの設備開錠が可能な方の立ち合いが必要となる場合があります。当該連絡先を予め当社に通知いただけない場合、立ち合いが出来ない場合には、当該保守の実施が出来ない場合があります。

(全戸一括型インターネット接続サービス)

第12条 本サービスの利用に際して、その前提となる全戸一括型インターネット接続サービスによる通信環境、または当該サービスに係る設備の利用に関連する各種条件(利用停止、利用中止、利用の制限、解除その他契約者の義務など)は、全戸一括契約の内容が適用されるものとし、本約款に特段の定めがある場合を除き、本サービス(対象機器の通信)においても同様に適用されます。

- 2 本サービスに係る仕様書等の内容の決定、または変更により、全戸一括型インターネット接続サービスの仕様、条件、料金等が変更になる可能性があることについて、契約者は予め同意します。
- 3 加入契約締結後、契約者が対象物件について、全戸一括契約の締結をしなかった場合、解除した場合には、加入契約は終了するものとします。なお、この場合、第8条(加入契約の解除)第4項、第6項、第7項の定め、並びに「UCOM光レジデンス契約約款」第13条第2項、5項の定めが適用されます。

(契約者からの対象機器等の設置場所の提供等)

- 第13条** 対象物件では、対象機器を設置するために必要な場所、設備を無償で提供していただきます。契約者は、当該場所の占有者より予め本約款に基づく対象機器の設置その他本約款に定める事項について同意を得るものとします。
- 2 当社は、対象機器の設置等のために必要な場合には、契約者その他当該場所の占有者の承諾を得て、提供していただいた場所に立ち入らせていただきます。なお、本項に基づく当社からの要請においては、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
 - 3 対象機器に必要な電気は、契約者その他当該場所の占有者から無償で提供していただきます。

(料金)

- 第14条** 当社が提供する本サービスの料金は、加入契約に定める通りとします。
- 2 前項に定めるほか、本サービスの料金に関する課金、支払条件は、料金規定に定めるほか全戸一括契約に定めが適用されます。
 - 3 本サービスの料金の請求先は、全戸一括型インターネット接続サービスの料金と同一といたします。

(損害賠償)

- 第15条** 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、本サービスによる対象機器による通信が本約款に定める条件に則して出来なかった場合(以下「障害事由」といいます。)、当該障害事由を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、障害事由の発生を当社が知った時刻(対象物件における取り決め等により、立ち入り、復旧作業等ができず、障害事由の復旧が24時間以内に実施できない場合は、障害事由の復旧が可能となった時刻)以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として賠償するものとします。なお、当該賠償については、基本利用料からの減額にて応じます。
 - 3 当社の故意又は重大な過失により障害事由が発生したときは、前2項の規定は適用しません。
 - 4 天災、事変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社はその損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 5 前3項の規定にかかわらず、損害賠償の取り扱いについて、別途定める個別規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - 6 第1項、第2項の規定に基づき行う賠償は、障害事由の復旧から3ヶ月以内に契約者からの請求があった場合に限り行います。

(免責)

- 第16条** 当社は、仕様書等の内容および本サービスに関して、本約款に特段の定めがある場合を除き、通信品質、通信速度、安全性、完全性、可用性、有用性その他契約者及び利用者における本サービスの利用目的の達成について、一切保証しません。
- 2 当社は、契約者及び利用者が本サービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、安全性、有用性または適法性を保証しません。
 - 3 当社は、契約者及び利用者が本サービスを利用するにあたり、契約者、利用者が利用する接続端末の動作、機能、設定等について一切保証しません。
 - 4 当社は、契約者及び利用者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。
 - 5 当社は、本サービスの提供に際して、契約者その他の利用者の利用する接続端末について、その設定、環境が本サービスに適合することを保証するものではなく、当該接続端末について何ら設定の変更、更新、購入を要さないことを保証するものではありません。
 - 6 本サービスにおける保守その他の対応は、全戸一括型インターネット接続サービス、対象機器による通信の障害、不具合、伝播の改善、解消、是正を保証するものではなく、効果、成果、完成を約するものではありません。また、これらに関して当社は一切責任を負わないものとします。
 - 7 本サービスの提供にあたり、対象物件または対象物件に係る設備の仕様、状況、契約者及び利用者の事情その他の当社の責に帰さない事情、都合、技術的問題により、対象機器等の設置が困難な場合、当該対象物件の一部の住戸及び共用部、共用施設につき、本サービスの提供が出来ない場合があることにつき、契約者は予め同意するものとします。この場合、当社は契約者へその旨を通知するものとします。なお、本項の定めに基づき、一部の住戸及び共用部、共用施設へ本サービスの提供が出来ない場合においても、当社は一切責任を負うことなく、加入契約に定める料金全てを契約者へ請求するものとします。
 - 8 当社は、契約者から開示を受けた設定情報等の誤り、過不足、誤認等に起因する一切の事象について、一切責任を負わないものとします。
 - 9 当社は、第9条第4項に定める検査完了後、本サービス、対象機器が仕様書等に準拠しない事項が発見された場合について、本約款に特段明示がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。
 - 10 本サービスの提供、第11条に定める保守の実施が遅延した場合、実施できない場合、またはその対応が不完全だった場合、これらにより契約者、利用者が生じる損害、不利益等について、本約款に特段明示がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

(契約者の義務)

第17条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1)対象機器を移動し、取りはずし、変更し、分解し若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を接続しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護が必要とされたときは接続端末の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
 - (2)故意に対象機器の異常を放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、対象機器に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4)対象機器を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5)対象機器を本来の用途以外の用途に使用しないこと。
 - (6)対象機器を転貸、譲渡、質入等しないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反し、またはその他の理由によりその対象機器を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その

補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

- 3 本サービスにおいて、保守その他問い合わせへの対応を行う場合、対象機器の遠隔操作ならびに、対象機器の通信ログ、通信環境等を遠隔で確認する場合があります。当該措置を講じる場合、原則として、当該対応の連絡者に対して事前に同意を得るものとし、当該同意を得られない場合、保守その他問い合わせへの対応が出来ない可能性があることを契約者は予め同意します。
- 4 契約者は、契約者のほか本サービスを利用する利用者がいる場合、契約者の責任と負担において、本条に定める事項その他本約款の定めを当該利用者に遵守させ、またこれらの内容について同意を得るものとし、
- 5 本サービスにおいて、一の対象機器を複数の利用者、接続端末にて利用する場合、当該利用者間、接続端末間のセキュリティに関する留意事項、注意喚起、アクセスの防止措置、その他の予防策、トラブルは全て契約者、利用者が自己の責任と負担において措置を講じ、責任を負うものとし、
- 6 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、利用者その他の第三者から問い合わせまたはクレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用によりこれら进行处理するものとし、
- 7 契約者は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問またはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用により処理するものとし、
- 8 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に起因して、当社または利用者その他第三者に対して損害を与えた場合(契約者が、本約款上の義務を履行しないことにより当社または利用者その他第三者が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用によりその損害を賠償するものとし、

(契約者への通知)

- 第18条** 本約款に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡(以下、本条において「通知等」という)は、契約者のほか、当社の判断において、契約者が当社に開示、提供した連絡先(情報管理責任者、契約者が契約を締結している建物管理会社、警備会社等の連絡先を含む)に宛てて行うことで履行することができるものとし、
- 2 当社が契約者に通知等を行った場合に、前項の連絡先が事実と異なるために通知等が甲に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。
 - 3 当社から契約者への通知等は、第1項の定めにかかわらず、電話、電子メール、書面の手交、送付または当社の運営する所定の web ページ、システム上での掲載その他当社が適当と判断する方法により行うことができるものとし、
 - 4 前項の通知等は、当社が該当通知の内容を電子メールや書面が発信または発送された時点、または当社のホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとする。

(通信の秘密の保護)

- 第19条** 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

(個人情報等の取り扱い)

- 第20条** 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報であって、氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、契約者が利用するサービスの契約情報を含み、前条に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。)を、本サービスの提供に利用するほか、別途当社が個人情報保護方針として定める利用目的(以下「利用目的」といいます。)に記載の範囲で利用します。
- 2 当社は、利用目的のほか、次の場合に限り、個人情報等を第三者に提供いたします。なお、本条に定める範囲以外への個人情報等の提供により、個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)の定めに基づく第三者への提供の停止の請求を受けた場合には、当社は同法の定めに従い誠実に対応します。
 - (1) 本人の同意を得て個人情報等を利用するとき。
 - (2) 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)および株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第三十一号)、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日法律第三十七号)、その他の法令に基づき、当該法令に定められた範囲にて、個人情報等を利用または提供することがあります。

(合意管轄)

- 第21条** 当社は、契約者と当社との間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

- 第22条** 本約款において、当社が別に定めることとしている事項(個別規定を含みます。)については、当社は閲覧に供します。

(その他)

- 第23条** 本約款本文に定めるほか、別記、料金規定に特段の定めがある場合、当該規定が適用されます

附則

(実施期日)

- 1 本約款は、2024年8月01日から実施します。

別記

本サービス内容は以下のとおりとします。

(サービス概要)

- 対象物件の専有部分、賃貸住戸部分その他特定の共用部分において利用可能な Wi-Fi 環境及び LAN ネットワーク構築を行い、構築した対象機器のサポート・保守サービスを提供します。

(サービス内容)

1. ネットワーク構築

- (1)専有部分、賃貸住戸部分その他特定の共用部分で利用される接続端末向けに、ネットワーク設備を構築します。
- (2)本サービスに用いる対象機器、その他のネットワークに係る設備に接続される接続端末に対して、通信仕様を確認させて頂く場合があります。また、通信仕様によっては接続端末においてネットワークへの接続できない場合があります。

※本サービスは、契約者のほか、対象物件に係る設備運営事業者、サービス提供事業者、居住者、来訪者、労働者等による利用を想定しております。

2. Wi-Fi 利用環境

接続する対象の対象機器から5m離れた場所(遮蔽物がない)の範囲でネットワークが利用できる環境を提供します。遮蔽物がある箇所に対象機器を設置する場合、必要に応じて、遮蔽物がない場所へ対象機器を移動させて通信の状態を確認させていただく場合があります。

3. 仕様

c	内容
IPアドレス払出範囲	VLAN IDごとに、サブネットマスク/23 (255.255.254.0) のプライベートIPv4アドレスをDHCPv4にて提供します。
NAPTセッション数	1IPアドレスで最大利用できるセッション数は2,000セッションまでとなります。
DHCPリース時間	3600秒となります。
対象機器	1の加入契約において提供できる対象機器は、500台までとなります。
SSIDの設定数	Wi-Fiアクセスポイント 1台に対して最大 3つのSSIDまで設定できます。 ※2.4GHzと5GHzでSSIDを分けた場合は2つのSSID、2.4GHzと5GHzでSSIDを同一にした場合は1つのSSIDの扱いとなります。
標準サポート範囲	・遠隔からのWi-Fiアクセスポイントの再起動 ・遠隔からのWi-Fiアクセスポイントの電波出力変更 ・遠隔からのWi-Fiアクセスポイントの帯域幅変更 ・遠隔からのWi-Fiアクセスポイントの使用周波数変更 ・遠隔からのWi-Fiアクセスポイントへ接続している端末の受信レベル調査 ・遠隔からの建物単位のWi-Fiアクセスポイントのファームウェアバージョンアップ
問い合わせ受付時間	サポート受付時間 9:00～17:00(年中無休)
VLAN ID	1の加入契約におけるVLAN IDは最大5個までとします。
ネットワークユニット	1の加入契約において提供できるネットワークユニットは最大5つまでとします。

4. サポート内容

サポートサービスは、以下の通りとします。

- (1)本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言。
- (2)本サービスの障害部位の切り分け、障害復旧に関する質問への回答及び助言。
- (3)インターネットを介した状況確認、再起動等(以下「リモート保守作業」といいます)。
- (4)Wi-Fi 機器への接続案内、および SSID および暗号化キー(パスフレーズ)変更内容・設定情報の案内を行います。
- (5)本サービスに係る問い合わせ窓口は、当社所定の方法にて、通知または公表します。

5. 保守内容

当社は、本サービスにおける保守として対象機器の故障時の修理交換を行います。修理交換は、オンサイトまたは対象機器の郵送による故障交換による対応を行います。

保守の実施に関する連絡・確認等は、原則として情報管理責任者を通じて行うものとします。

6. サポート対象外

① 契約者、利用者が以下の事由に該当する場合、本サービスにおけるサポートを受けられない場合があります。なお、以下の事由により対象機器の保守、交換を要する場合には、別途費用をお支払い頂く場合があります。

- (1)当社または当社指定の事業者以外の者が対象機器の設定、内容を変更、編集、更改している場合。
- (2)当社または当社指定の事業者以外の者が対象機器を分解、解体、改造している場合。
- (3)当社からの対象機器への遠隔操作、アクセスを拒否する場合。

- (4)自然故障以外の場合。
- (5)その他本約款の定め違反した場合。
- (6)保守対象機器の設置環境が 3m 以上の高所へ設置してある場合

② 契約者が以下の各号の業務の実施を当社に求める場合は、情報管理責任者より当社に通知のうえ、当社と協議のうえ当該業務の可否、対価等を検討し定めるものとします。当社がこれを実施したときは、契約者は当社の請求に基づき、別途当該対価を支払うものとします。

なお、当社は以下の業務を遂行する義務を負うものではないことを契約者は予め確認します。

- (1)本サービスにおいて、対象機器の数量、設置、仕様等の変更(第 10 条第 2 項に基づく変更を含む)、または設置場所変更などによる説明員や技術員の派遣を実施する場合。
- (2)契約者、利用者の要望によるポート VLAN 制御変更、ポートフォワード設定等のネットワーク関連の仕様変更の設計作業
- (3)(2)で設計したネットワーク制御の対象機器への現地での設定作業業務(当社が指示又は指定したものを除く)の実施
- (4)対象機器以外のもの(以下総称して関連物件という)の不具合、置換え、設置場所の変更又は設定変更により発生した業務の実施
- (5)火災、水害、地震、落雷等天災地変、ハッカー等の第三者及びウイルスソフトウェアによる改竄や破壊行為、その他当社又は契約者のいずれの責にも帰すことの出来ない事由から生じた業務の実施
- (6)保守対応時間外における保守の実施。但し、保守の実施時間に開始した業務が遅延し時間外に及んだ場合はこの限りではない。
- (7)契約者、利用者の要望による対象機器に関する教育及び操作指導(当社が設定する事前勉強会を除く)
- (8)対象機器又は関連物件の設置場所からの移転・撤去・廃棄
- (9)対象機器又は関連物件の分解点検(オーバーホール)、改造・取替
- (10)契約者、利用者の故意、過失に起因して生じた対象機器の障害に対する業務の実施
- (11)契約者、利用者その他の機器または関連物件の使用操作上の誤りに係る障害に対する業務の実施
- (12)対象機器の仕様に含まれないセキュリティ機能の向上等のための、各種調整、各種機器の適用
- (13)前各号の他、契約者、利用者の責に帰すべき事由により発生した対象機器の障害に対する業務の実施
- (14)契約者、利用者が本サービスに接続している端末に対しての利用説明及び設定、保守サポートに関する業務の実施

6. 機種仕様に関する留意事項

契約者は以下の留意事項を予め確認し、同意のうえ加入契約を締結するものとします。

- (1)対象機器の操作は、当社のみが行うものであり、契約者、利用者に対して何ら対象機器の操作について、権利を与えるものではありません。
- (2)対象機器の設定変更について、契約者、利用者が設定変更した内容は、本サービスにおけるサポート対象外となります。また、契約者、利用者が物理スイッチなどを用いて動作モードを変更(ルータモード等)した場合、その他本約款に定める事項に該当した場合、サポート対象外となります。
- (3)埋め込みタイプ、据え置きタイプの複数の Wi-Fi 機器を対象機器として利用する場合、提供開始時点において機器の初期設定は、当該機器は全て異なる SSID および暗号化キー(パスフレーズ)で設定されています。
- (4)同一の対象物件において、複数の専有部、共用部の対象機器について、同日にオンサイト駆け付け保守を行う場合、優先順位については、当社の定める判断基準にて決定し、訪問をおこないます。
- (5)当社は、契約者、利用者に対して対象機器の操作に要するログイン ID、ログインパスワードの開示は致しません。
- (6)対象機器の SSID および暗号化キー(パスフレーズ)について、契約者、利用者の要望により、情報情報管理責任者からの通知をもって変更することはありますが、契約者、利用者において、当該 SSID および暗号化キー(パスフレーズ)を指定することは出来ません。なお、共用部に関しては、利用者より SSID および暗号化キー(パスフレーズ)の変更要望はお受けすることができません。
- (7)本サービスを利用する場合、移動体通信向けのフェムトセル(小型基地局)の利用に要する電気通信設備の設置が対象建物においてできません。
- (8)本サービスにおける責任分界点は、加入契約に定める通り、対象機器のうちスイッチングハブ及び Wi-Fi 機器までの提供となるため、当該責任分界点以降に接続されるケーブル、接続端末等については契約者、利用者の責任と負担においてご準備いただく必要があります。

7. 提供不可および禁止設置条件について

- (1)対象機器の稼働に要する電源について、オフオンが短時間で繰り返される建物仕様、設備状況となっている場合については、対象機器の故障に繋がるため、本サービスの提供できません。
- (2)専有部における対象機器を契約者、利用者自ら交換ができない環境(2.1m 以上の高所、および浴室天井裏など)へ契約者、利用者の要望で設置した場合、並びに自ら設置した場合、本サービスの修理交換サービスの範囲外とします。
- (3)共用部における対象機器につき、機器故障時に保守員の安全が確保されていない環境(3m 以上の高所)へ契約者、利用者の要望で設置した場合、本サービスの修理交換サービスの範囲外とします。

8. 対象機器の破損、亡失

契約者、利用者等の責に帰すべき事由および天災地変等の不可抗力により、対象機器が破損、毀損、亡失し、交換、修理、再設置等を要する場合、契約者には、当該破損、毀損、亡失した対象機器の以下の亡失費を負担いただきます。

亡失費(税別)

対象機器	亡失費
共用ルータ	35,000 円/台
共用スイッチ(8 ポート)	21,000 円/台
共用スイッチ(24 ポート)	29,000 円/台
共用スイッチ(8 ポート PoE)	37,000 円/台

共用スイッチ(24ポートPoE)	61,000 円/台
メディアコンバータ	35,000 円/台
共用アクセスポイント	40,000 円/台

※亡失費は、破損、毀損、亡失が生じた対象機器の台数分ご請求します。

料金規定

(料金の計算方法)

1 当社は、契約者が加入契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。

(料金の日割)

2 当社は、次の場合、その月の基本利用料を利用日数に応じて日割します(日割は暦日数により行います。)

- (1) 暦月の初日以外の日の本サービスの開始があったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日に加入契約の解除があったとき。
- (3) 本サービスの提供を開始した日に加入契約の解除があったとき。

(端数処理)

3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

4 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、当社または当社が料金回収業務を委託する事業者が定める期日までに、当社または当社が料金回収業務を委託する事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。この場合において、金融機関等に支払う手数料について、次のとおり支払いを要します。

区分	支払いを要する者
口座振込	契約者
講座振替または自動払込み	当社または当社が料金回収を委託する事業者

(本サービスの料金)

5 初期費用、基本利用料は、加入契約に定める金額とします。

6 第8条(加入契約の解除)第4項に定める撤去費用のうち、当社が現地に訪問して撤去工事を行う場合の撤去費用は、撤去を行う対象機器1台あたり9,730円(税別)(専有部へ設置された対象機器の場合は1台あたり3,800円(税別))とします。ただし、撤去に際し、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物、設備等が障害となる時は、施工内容を協議の上、契約者にその施工に要する費用を負担していただく場合があります。また、当社の撤去工事を伴わず、対象機器を当社側へ返却頂いた場合(返却に要する送料は契約者負担)は、撤去費は請求しないものとします。